

民主主義へ繋がる民意の爪痕

アーカイブの発展は納税者の権利意識の向上と共に

福永文子

着物着付け講師・着付け師 神奈川県川崎市在住

令和4年1月

要旨

ボランティア活動に熱心な専業主婦だった私が、あるきっかけから政治経済に関心を深め始めていた頃、世界的な新型コロナ感染拡大が起きた。日本においても戦後初めてとなる緊急事態宣言が発令され、自宅に籠る生活を余儀なくされた。先のみえない不穏な空気が社会に漂う中、突然、政治家に向けて減税と規制改革を求める活動が始まった。これを「減税活動」と呼ぶ。

最初の「減税活動」は twitter で政治家に消費税減税法案作成を求めるメッセージを送る行動だった。その次の行動では、地方議会に消費税減税を求める国への意見書の請願を提出した。これが、自分が書いた文章がアーカイブになる初めての経験となった。アーカイブに記録された自分の意見を、本論文で「民意の爪痕」と名付けた。

「減税活動」が進むとともに、地方議員や国会議員との連携、地方議会や国会に直接関わる機会、官僚と質疑応答の経験を重ねた。それは同時に「民意の爪痕」を残す行動であり、行政や議会のアーカイブを参照し、また日本の議会におけるアーカイブの現状を身をもって知ることでもあった。また、この発言や私文書を、公文書として残せるのか？と疑問をもつ場面にも遭遇した。この疑問は、その後発行された倉山満著『救国のアーカイブ』によって確信へと変わった。

「減税活動」を通じて納税者としての権利の意識と、アーカイブの重要性への認識が比例するように高まっていった。その一方で、日本における地方議会、国会のアーカイブの現状が、国際標準からは遠いことを知った。その知見は、日本における民主主義は、今やっとスタート地点にあるとの認識へと繋がった。

「減税活動」の実例から『救国のアーカイブ』を基本文献として現状の認識を述べたのち、これからの日本への提言を行うことを、本論文の目的とする。

序章

現在の私はフリーランスの仕事をしているが、子育て中はボランティア活動に励む専業主婦だった。ボランティア活動では「予算のある家計簿」を社会に普及する目的で毎年講習会を開催していた。講習会で講師を務めるにあたり、家計に留まらず社会経済について知識を広げたいと思い、当時普及し始めていたYouTube番組やインターネット情報に触れるようになった。twitterでの政治系アカウント発信チェックもそのひとつである。すると、今まで地上派放送や新聞から得ていた情報とはかなり違うことに驚き、急速に政治経済への関心が高まっていった。

令和2年になると、徐々に新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るい始める報道が入ってきた。同年4月には日本で初の緊急事態宣言が発令され、ほぼ一か月以上、通勤通学はストップ。関東首都圏全域で極力外出を控える社会状況になった。いつ終息するか先が見えない不穏の中、町は商店の閉店が相次いだ。娘のアルバイト先だった喫茶店も閉店した。大好きだったお店の閉店に涙する娘をみて胸が痛んだ。そこで思い出されたのは、令和元年5月、安倍総理（当時）の「リーマン・ショック級の出来事がない限り、（消費税を）現行の8%から10%に引き上げる予定だと繰り返し申し上げており、この方針に変わりはない」という発言だった。世界中からコロナ禍でのロックダウンが報じられ、日本においては30年に及ぶデフレが続いた上のこの状況である。中小企業は苦境に陥るのではないかとこの緊急事態をもってしても、国会では消費税減税の提案すら無いのか？とやり場のない思いを抱き、自宅に籠る日々を送っていた。

そんな折、twitterでフォローしていたアカウント※1、ワタセユウヤ@yuyawatase（以後、ワタセユウヤと称する）から、「消費税減税法案を作るお願いを、国会議員のアカウントにツイート投稿しよう」という旨の発信があった。ワタセユウヤの中の人（アカウントを運営し、実際に投稿している人）は、一般社団法人救国シンクタンク理事であり、研究員である渡瀬裕哉氏である。※2 それまでは、ワタセユウヤの発信内容は、国際情勢、特にアメリカ政治についての情報が主だった。しかし、今回のツイートは国内政治に関わる、非常に具体的で簡単にできる行動を示唆する内容であり、自分の心境とも一致したことからすぐに実行した。

ツイートの投稿先である国会議員は、主には自民党長尾たかし議員（当時）、同党安藤ひろし議員（当時）、同党山田ひろし議員、日本維新の会音喜多駿議員であった。実際に行動したのは、私も含め、ワタセウヤのフォロワー数十名ほどであったと推察するが、定かな人数は不明である。

この結果、NHKから国民を守る党（党名当時）浜田聡議員（以後、N党浜田議員と称する）が、ワタセウヤの発信に応じて消費税減税法案の骨子を作成した。その次に、日本維新の会から消費税減税プログラム法案が提出された。令和2年4月29日、民意が議員と政党を動かして消費税減税法案（骨子）を作らせたこの事実は、日本初の草の根民主主義である、とワタセウヤがツイートした。※3 それは、実際に行動した私にとって非常な驚きであり、初めて政治を実際に動かした実感を得た感動があった。

そして、次なる草の根民主主義の行動として「地方議会に消費税減税の請願を出そう」という呼びかけがワタセウヤから発信された。このとき初めて請願という言葉を知った。請願については本章で説明する。この請願を地方議会に出す行動が、アーカイブを意識する始まりとなった。

本章では、4つの事例を紹介しつつ、アーカイブについて気づいた日本の現状、意義について述べる。4つの事例は、それぞれ1請願、2質問主意書、3ジャンケン理論（渡瀬裕哉氏による造語。説明は後述。）、4地方議会の議会運営ルールを中心テーマとする。終章では、これからの日本に必要な提言と本論文のまとめを述べる。

本論は、救国シンクタンク所長であり、憲政史家である倉山満氏による著作『救国のアーカイブ』ワニブックス刊 を基本文献として論じる。また、先行研究として参考文献（論文末尾参照）にあたった。

本章に先立ち以下のようにアーカイブを定義する。

基本文献および参考文献全てに共通している概念である。

- ① アーカイブとは、国民にとっての知的財産の、分類、保存、維持管理、アクセスの技術や方法である。その技術と方法によって、過去の事実が未来においても有益な情報として蘇る。
- ② ①における知的財産は、美術館や博物館に収められる物質的な形の財産のみならず、デジタルデータ、紙ベースのテキストのほか、電子メール、SNS上の文字データ、動画、録音など記録と呼ぶ全てであり、保存技術の進歩によってその形態は無限である。
- ③ ①における知的財産の中でも特に政府文書は公文書（こうぶんしょ）と呼ばれる。ここでいう公、とは政府、官僚の意味ではなく、国民皆の、という意味である。
- ④ ①と③から、公文書は民主主義の基礎であり、納税者の知る権利に寄与する唯一のデータであり、税金の用途に関する納税者の意見を裏打ちする根拠である。

本章 民主主義へ繋がる「民意の爪痕」～「減税活動」で得たアーカイブの意義

「民意の爪痕」は私の造語である。意味は、国民の意見をアーカイブに残すこと、である。

「爪痕」は救国シンクタンク研究員である中川コージ研究員の発言から拝借した。救国シンクタンク会員限定ライブ配信において、視聴者である私が投稿したコメントに対して、「（請願とはつまり）政治的な爪痕は残したということですね」とのご発言があった。※4

この章では「民意の爪痕」がのちに様々な結果に繋がった事例を紹介し、その体験から得たアーカイブの現状と意義について論じる。事例は、請願の提出、質問主意書とその発展、ジャンケン理論による「民意の爪痕」、地方議会の議会運営ルールの発見、の四つを取り上げる。

事例1：請願の提出

請願とは、簡単に言うと、議員を通して議会に提出する国民の要望、である。要望という意味では陳情も同じである。請願はその要望に賛同の署名をする議員（これを紹介議員という）が議会に居れば成立する。議会に受理され、委員会と本会議で審議保留または採択か不採択かが決議される。このとき全政党及び無所属議員の賛否が明確になる。その請願文と委員会、本会議の議事録、決議の結果（採択か不採択か審議保留か）がアーカイブとして残る。陳情は議員の賛同が必要なく議会に提出できる。陳情の取り扱い方は地方自治体によって様々である。

この請願を川崎市議会と参議院に提出した。それぞれについて、提出の経緯とアーカイブについて気づいたことを述べる。

①川崎市議会への請願提出

ワタセウヤのツイート「地方議会へ消費税減税を求める請願を出そう」という呼びかけを受け、まず請願とは何かを知るところからのスタートだった。請願と陳情の基本的な違いについてはツイッ

ター上で飛び交う情報から理解した。次に地元である川崎市議会 HP へアクセスし、掲載されている市議会議員の名前と SNS から、議員の facebook を検索していた。すると、ある自民党議員（A 議員とする）の facebook に「こんなときは時限的にでも消費税を 0% に減税すべきだ！」と自身がコメントしているのを発見した。「消費税減税を言う議員がここに居た！」と、A 議員に請願したい旨を直接メッセージした。A 議員からの返信では、請願に署名できるかどうかは党での会議によって了承されてから、と前置きがあった。その上で、請願の書類のこと、書き方、出し方をご教示いただいた。自分の思いを込めた請願文を書き上げ、ゴールデンウィーク明けには川崎市議会市庁舎において自民党団長に請願の内容を説明した。その日には各会派への説明回りを A 議員付き添いで行った。初めての議員控室訪問、市議会議員との初めての面談と、初めて尽くしの「減税活動」になった。

結果、共産党と無所属議員一名の署名により請願が成立した。自民党議員団は結局、署名できない、との返事だった。令和 2 年 5 月 13 日議会局議事課で請願を提出。令和 2 年 6 月 12 日総務委員会に付託された。

令和 2 年第 4 回川崎市議会定例会（6 月 18 日）本会議において賛成及び反対討議が行われたあと、不採択の決議で結審した。「請願第 14 号 新型コロナウイルス禍による自粛要請を端緒とする不況対策として消費税の一時的減税を求める意見書を国に提出することに関する請願」として HP に掲載されている。<https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000117/117966/seigan014.pdf>

請願提出をきっかけに、議員、政党、議会、公文書に初めて直接関わる体験をし、地方議会におけるアーカイブの在りかたについて以下のような気づきを得た。

○請願に関する議員個人の意見と議員所属党の意見は一致するとは限らない。党派によるが、団会議での署名可否の結論の理由と経過は不明。

自民党議員個人では消費税減税を望んでいても、川崎市自民党団としては署名できないという結論だった。その際、団会議議事録の存在は不明、署名できない理由も不明である。理由については総務委員会での自民党議員の意見が、団会議での意見と同等であると解釈する他ないのが現状である。自民党議員（橋本勝委員）の意見は、アーカイブで確認できる。

令和2年6月総務委員会 6月12日 請願第14号についての質疑の一部

とというようなことがありまして、本市でも今後さらに深刻になってくるものというふうと考えております。

◆宗田裕之 委員 特に請願の理由の中に、決算時に払えない事業者がやっぱり出てくると。今回、コロナが一応1回終息しつつあるんですけども、今、持続化給付金で何とかなっているという企業も確かにあるんです。50%以上の減少だったら、個人事業主は100万円出ると。しかし、大体個人事業主で100万円ぐらいの売上げだと、50%減少で2か月分ぐらいしかもたないんです。これがもし第2波が、秋以降もう1回まず来るといって予想されていますけれども、これが来た場合というのは、本当に持続化給付金1回のみではもたないで、その分ずつと減少になって、来年の消費税が払えない事業者がかなり繰出するのではないか。今現在で50%減以上の減少が3分の1の事業者がそうだというふうにごこの前話されてはいたけれども、その辺の見通しはどうなんですか。第2波になってそういう減収の事業者がかなり出るという認識はあるのかどうかを聞きたいんですか。

◎三富 財政局長 今回の新型コロナウイルス感染症の影響については、なかなかやはりすぐに収束するという状況にはないということは認識しております。そういう中で、やはりこの対策については一定の長期戦も踏まえた対応が必要であるということ認識しております。

◆宗田裕之 委員 私の質問は以上です。

○河野ゆかり 委員長 ほかに質疑、意見・要望等がなければ、請願第14号の取扱いについて御意見をお願いしたいと思いますが、本件は国に対して意見書の提出を願うものでございますので、この点を含めて御意見をお願いいたします。

◆橋本勝 委員 新型コロナウイルス感染症拡大の影響というのはどの場面でも大きく出てくると。今だけでなく、これからもかなりの分野において出てくるだろうと。それが、確かに今議論されていると税の話になるとなさらだというふうにも思いますし、正直言って、これはかなり税収というのは、国も地方自治体も下振れになるといふふうにも考えられます。その中で、確かにこの請願の方のおっしゃられる消費税をゼロにする。消費の拡大というのは確かにあるといえる。どこまでの話かは別として見れるのかなと思いますけれども、それによって、歳入がこれだけによって確保できるようになるのかという、私はちょっとそこまでつながる、結びつくと思えないし、川崎市において、仮に今御説明があった329億円とかという数字を本当に確保しようとなったときにどういう手だてがあるかという、正直言ってちょっと見当たらない状況でございますので、そういう意味からも、この消費税率をゼロ%にするという願意は、我々自民党としては賛同ができないということでございますので、意見書の提出には至らないのかと。さらには、取扱いにつきましては不採択ということをお願いしたいと思います。

◆沼沢和明 委員 国におきましても六十兆円の、税源の約3分の1を占める20兆円を超える消費税の税収があると思います。川崎市においても、今説明いただいたように300億円を超える税収になって、大変に財政の基盤となるようなそういう目的の税を、いきなりこれをゼロにということには全くならない話で、財政そのものが成り立っていかなくなってしまう。このような現実がありますので、この意見書については出さない、取扱いについても不採択というふうに思います。

自民党議員個人の意見は、団会議においてどのように議論され、異なる結論に至ったのか、請願者として最も知りたいところである。多数決が議会制民主主義の必要条件であるならば、与党議員団が会議で決定したことが最終決定の決め手になる可能性は限りなく大である。結論の決め手

となる議事録がアーカイブとして有権者に公開されないことは、果たして民主主義なのか、と問題提起する。

基本文献 『救国のアーカイブ』第1章「日本の公文書管理の致命的な問題点」

“日本のアーカイブでは、最後の結論さえ残せばよいという考え方が支配的である。”とある。

まさに市議会にその現状がある。アーカイブにおいては結論だけでなくその経過が大事である、という国際標準の認識を持っているか、全市議会議員に問いたい。

○請願は、委員会、本会議の議員の発言を公文書として残し、そのときの議員の意志や立場を公文書として残すことにより、未来にも遡って確認が可能である。また、議事録の検索がネット上で容易に可能なシステムの構築が必要である。

今回の論文執筆にあたり、川崎市会議録検索システムであらためてその議事録を参照した。すでに2年前になるこの請願第14号に関する会議録を瞬時に参照できることは率直に素晴らしいことだと思った。検索システムの使用に関して不明な点は議事課担当者の電話での指示で容易に解決した。ネット上でアーカイブにアクセスする方法の向上は、アーカイブがより身近になり、住民に開かれた議会運営に寄与する。一層の使い易さを今後も望みたい。一方で、いまだにHPや会議録検索システムが整備されていない自治体があれば、早急にその構築が望まれる。

以上、地方議会へ請願を出す「減税活動」は、アーカイブへの関心へつながり、議会における民主主義について考えるきっかけとなった。そしてこの経験は次に、参議院への請願提出への布石となった。

②参議院への請願提出

市議会への請願提出が完了したのは令和2年6月だった。翌7月1日には、レジ袋有料化及び無料配布禁止を義務付ける省令（以下「レジ袋省令」と称する）が施行されることになっていた。※
5

小泉進次郎環境大臣（当時）が「レジ袋の有料義務化の目的はプラスチックゴミの減量ではなく、プラスチックへの問題意識を持ってもらうことが狙い」

との主旨を地上波報道番組で発言し、twitterでも話題になっていた。私は「レジ袋省令」の目的はゴミ減量と海洋汚染防止のためであると、環境省発信の啓発動画やHPでのメッセージから理解し

ていた。そのような問題意識の高い国民にとってはなおのこと、テレビ報道番組における大臣の発言は一瞬耳を疑い、混乱させる言動であった。

レジ袋有料化を省令によって義務付けることは一種の増税といえる。また、義務化の目的は、環境省の国民向けHPの内容と小泉大臣発言とのギャップで混乱を引き起こした。公人の発言をアーカイブに残す意義を知った私は、この小泉大臣のテレビでの発言を文字化しておけばアーカイブになるのではないかと考えた。

以上から、

この「レジ袋省令」についての疑問を請願として政府へ問う「減税活動」へ一歩踏み出すことと定めた。テレビ発言がアーカイブになるのではないかと、という仮説は、この一年後に刊行された基本文献 第一章 歴史に見る、文書管理とは何か？「普通の国ならば「西浦教授のニコニコ動画」は公文書になる」を読み、確信になった。

請願であれば紹介議員を探す必要がある。消費税減税法案骨子を作成したN党浜田議員は減税に理解のある政治家である、との認識をもっていた。そこで、当時は面識もなかった浜田議員に「レジ袋省令」に関する請願の紹介議員をお願いしたい旨を、勇気を出してfacebookメッセージでお送りした。数日返事をお待ちし、諦めかけたところで浜田議員より承諾のお返事をいただいた。

会派みんなの党浜田聡参議院議員より第341号請願「レジ袋有料化及び無料配布禁止を義務付ける省令の中止又は一時中止を求めることに関する請願」が同年10月203回国会（同年10月）に提出された。

全文 <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/seigan/203/yousi/yo2030341.htm>

第341号請願「レジ袋有料化及び無料配布禁止を義務付ける省令の中止又は一時中止を求めることに関する請願」（抜粋）

請願

第203回国会 請願の要旨

| 新件番号 | 341 | 件名 | レジ袋有料化及び無料配布禁止を義務付ける省令の中止又は一時中止を求めることに関する請願 |
|------|-----|----|--|
| 要旨 | | | <p>令和二年七月一日より施行されたレジ袋有料化及び無料配布禁止を義務付ける容器包装リサイクル法の関係省令について、以下四点の理由により中止又は一部中止を求める。</p> <p>(一) レジ袋の環境への影響について、大臣の発言が変化した理由の説明がない。令和元年六月、当時の原田義昭環境大臣は記者会見で「レジ袋がプラスチックに占める割合は多くないが、有料化は(削減の)象徴になる」と述べている。一年間でこの見解が「レジ袋がプラスチックの主要な要因になっている」「有料化は象徴ではなく、確実に有効である」と変容した理由について説明がない。さらに、小泉進次郎環境大臣は、令和二年八月九日に「レジ袋の有料義務化の目的はプラスチックゴミの減量ではなく、プラスチックへの問題意識を持ってもらうことが狙い」と発言している。(二) レジ袋が地球環境に悪影響を及ぼすとされる科学的議論と根拠が足りない。環境省のホームページでは、レジ袋有料化の理由として、廃棄により海洋汚染の原因となっていること、製造及び廃棄で排出されるCO2を削減することで脱炭素社会の実現に有効であることの二点が挙げられているが、この理由に反するデータや考察も見受けられる。相反する観点から科学的議論が合理的になされているとは言い難く、地球環境へ悪影響を及ぼすと断定するには尚早である。(三) 使い捨てのレジ袋が採用された歴史的経緯から現況とのそごが生じる。昭和三十年代までは、買い物籠に新聞紙や経木で生鮮食品を包んで持ち歩き、帰宅後、買い物籠をそのまま放置したために雑菌が繁殖し、衛生面においてトラブルの原因となっていた。その後、家庭での冷蔵庫の普及と共に新品のレジ袋を使い捨てにする習慣が定着したことで、衛生環境は劇的に改善された。現在日本では新型コロナウイルス感染症への対応として、マスク、手袋、透明シート、密回避など、様々な対策を取ることを事業者が迫られている中、使い捨てレジ袋を有料化し衛生面が疑われるマイバッグを推奨することは、歴史的経緯から見ても全く矛盾している政策である。(四) 自由な商業活動への行政による介入は、日本国憲法違反である。レジ袋を有料にするのか無料で提供するのかは、事業者の経営方針、商品の性質、顧客対応や万引対策などから、事業者が自主的に判断すべきものである。そうした個別の事情を無視して、省令で一律にレジ袋の有料化を義務付け、無料配布を禁止することは、経済の発展を阻害し、日本国憲法で保障された経済的自由権の侵害である。</p> <p>ついては、次の事項について実現を図られたい。</p> <p>一、令和二年七月一日より開始されたレジ袋有料化及び無料配布禁止を義務付ける省令は中止又は一時中止すること。</p> |

国会への請願は審議保留となるケースが多いようだ。審議保留となる請願を今後どのように生かせるのか、このときは全く想像できなかった。しかしこの後、日本のアーカイブ事情について様々な気づきを得る出来事に繋がった。

その後、付託された経済産業委員会会議録第3号12月4日の会議録がネット上にアップされていることを知った。※6

会議録から、当該請願を含む27件の請願について、理事会で協議の結果すでに保留が決定しており、その承認を求める会議、と読める。

注目すべきは、理事の一人として青山繁晴議員が指名されていることである。このことがその後の出来事と共に、想像もつかなかった国会のアーカイブの現状を知るきっかけとなった。

経済産業委員会会議録第3号12月4日の会議録の一部

| 第三号 | (四四五) |
|---|---|
| <p>計画の見直しに増加さ 幅に増加さ 務付ける省 に関する請 とし、再生 九号外一三 業・小規模 支援に関す ルギーの普 第八〇九 経済産業委 員となつて いと存しま より、委員</p> <p>○委員長(有田芳生) これより請願の審査を行います。 第二号原発事故の汚染処理水を双葉・相馬・いわきの海に流さないことに関する請願外二十七件を議題といたします。 これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、いずれも保留とすることになりました。 以上のとおり決定することに御異議ございませんか。 ○委員長(有田芳生) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。</p> <p>○委員長(有田芳生) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。 経済産業、貿易及び公正取引等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。 ○委員長(有田芳生) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。 なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> | <p>・いわきの 二日) (「異議なし」と呼ぶ者あり) ○委員長(有田芳生) 御異議ないと認めます。それでは、理事に青山繁晴さん及び加田裕之さんを指名いたします。</p> |

請願提出からほぼ1年後の令和3年6月28日付

国際環境経済研究所のブログ記事「レジ袋有料化はグリーンウォッシュ」が出た。※7

記事の主旨は、レジ袋の投棄が海洋プラごみの問題とする根拠を疑問視する内容である。記事に第341号請願が引用されていたことは驚きだった。また、同時に参議院議員

青山繁晴氏の自身のブログ記事（2021年2月5日付）※8 及びYouTube番組※9

での発言の文字起こしが掲載されていた。これらの媒体から青山議員の主張は「レジ袋省令」の根拠に関して問題意識があり、全面的には賛成していないことが分かった。第341号請願には賛同する立場だと解釈できる。

理事として指名されている青山繁晴議員が、この第341号請願について理事会でどのような発言をされたのかを知るため、参議院に問い合わせた。すると驚くべきことに、理事会の議事録は存在しない、とのことである。議事録が非公開なのではなく、議事録自体を取っておらず、その協議の経過を知る術は参加した議員本人に聞くしかない、という事実だった。これは確認したところ、衆議院でも全く同じ状況であった。

青山繁晴議員は、私が先の参議院選挙で一票を投じ初当選した議員である。青山氏の国民へむけての情熱的な選挙演説は感動的だった。青山議員は「レジ袋省令」に関し理事会できっと熱い発言をされたに違いない。審議保留は青山議員にとっては不本意な結論だったのではないか？結論とは異なる政治的信念を、一票を投じた有権者へ誤解なく伝えるためにもこの理事会の会議録を作成し、アーカイブ化するべきではないのか。

議員本人に質問するしかない、とのことで、青山繁晴議員事務所に電話で問い合わせた。秘書によれば、すでに2年前のことでもあり、お返事できるかどうか約束はできないとの回答であっ

た。しかし、この回答があろうがなかろうが、議事録は第三者も確認できる記録でなければ発言の証拠にはならない、という当たり前のことにあらためて気づかされた。

以上の実例から気づいた現状は以下のとおりである。

○地上波放送における現職大臣の発言を文字で残しアーカイブ化することは国際標準では常識だった。

文書以外の動画なども積極的にアーカイブとして保存することは有益である。インターネット番組はもとより、地上波放送も録画だけでなく、再視聴サービスはアーカイブの保存に活用できる。

○請願が法人のブログ記事に引用されネット上で公開された。このことから、請願が国会 HP に掲載されることにより、その内容がより多くの国民に届く可能性があることに気づいた。

ほぼ審議保留となる請願ではあるが、公文書として参議院 HP に掲載されるなど、今日ではネット上に存在する文書となる。そのため、検索ワードでヒットすることでその事象に興味のある国民が請願にたどり着く可能性がある。このことから、たとえ審議保留となる請願であっても、請願の文面を通じて意見を伝える役割が期待できる。この効果向上のためにも、アーカイブのアクセス手法や保存技術の更なる向上を願う。

○参議院、衆議院の理事会の議事録が存在しない。

請願が保留になる決議は委員会で最終決定となる。しかしこの結果（請願を審議保留とする決定）はすでに、理事会の協議の結果である。結果がどのような議論により導かれたかは、理事会の議事録を見なければわからない。しかし、その理事会の協議の議事録はそもそも存在しない。参加した議員本人以外はその発言内容を確認できない。第三者の確認が得られず、公人の発言の証拠がない、という状況である。

国会において、結論を決定づける会議の議事録が無い、ということは、民主主義を表明する国家としてあってはならない体制であると指摘する。発言に対して誰も責任を取らない国会になってしまう。経緯も不明な理事会の決定がすなわち委員会の決定であれば、委員会は不要である。理事会の決定だけを議事録に残せば十分だからである。

ここでも 基本文献 第一章「日本の公文書管理の致命的な問題点」“日本のアーカイブでは、最後の結論さえ残せばよいという考え方が支配的です。” という現状であることを指摘する。

理事会の決定と議員本人の常日頃の政治的姿勢、主張が異なる場合は特に、会議での発言を証拠として残す議事録が、当該議員の政治姿勢を支持する有権者への有益なメッセージになるはずである。

基本文献全編を通じての主張「アーカイブは〇〇を守るためである」という言葉が思い出される。第一章 歴史に見る、文書管理とは何か? 「アーカイブは官僚バッシングの道具ではない」 から一節を引用する。“ある文書に表れる政策が成功か失敗か以前に、どういう試行錯誤を行ったのかの過程が検証できるようにしておかねばならないのです。だから、途中経過も残される必要があります。特に議事録は、どういう試行錯誤が繰り返されたのかの記録です。” と、文献にはあるが、日本の国会には試行錯誤の記録がない。これが現実である。議事録が無いということは、誰もその発言に責任を持たなくてよい、という態度の表れである。請願の多くが審議保留になるのも、このことと無関係ではないのではないか。この理事会以外にも、議事録が無いまま重大な決定を相談する会議があるのではないか。このような疑問を国民に持たせる国会でよいのだろうか。国民の付託である国会では、少なくとも議事録を作成することを強く求める。それは、必ず未来の国家、国民の財産になるはずである。

参議院へ出した請願は、このように思いがけない展開となり、国会のアーカイブの現状を知り、議事録について問題提起できた。また、アーカイブの意義の周知、アーカイブ保存、管理、検索技術の発展が今後ますます必要であることを示すことができた。そして、「レジ袋省令」の請願は、この省令自体への関心も深めることとなった。

「レジ袋省令」の請願が完了した

令和2年12月、救国シンクタンクから配信された動画で、規制を数値評価するべきであるという提言がなされた。※10

欧米では、規制について経済や環境など様々な側面から計算式によりコストが数値化され、それを根拠として評価される。この評価から規制の是非が判断されることが常識となっている。ところが日本では規制の数値評価がほとんど進んでおらず、新しい規制がほぼ一日一つ増えているという状況だと知った。※11

「レジ袋省令」はレジ袋を有料で配布することを義務付ける、という規制が増えることであると考えられる。

この状況を踏まえ、以下の二点を次の「減税活動」の目標と定めた。

- ・質問主意書によって、「レジ袋省令」請願では得られなかった問いへの回答を政府に求め、「レジ袋省令」の矛盾点を炙り出すこと。
- ・質問主意書によって、「レジ袋省令」を一つの例として、政府による規制の評価の実態を知り、評価を促していくこと。

「レジ袋省令」で実施される規制（以後、「レジ袋規制」と称する）の内容について、質問主意書で政府から答弁を引き出す「減税活動」について、事例2で述べる。

事例2：質問主意書とその発展

参議院への請願はほとんどが審議保留になる現状である。しかし質問主意書による質問は国会議員を通して政府から必ず答弁を得られる。質問主意書による「減税活動」はのちに、省庁官僚との電話、メール、また対面でのレクにも発展した。この「減税活動」を通じて気づいたアーカイブの意義について論じる。

①質問主意書による政府答弁の公文書化

ほぼ審議未了となる請願とは違い、質問主意書は必ず政府からの答弁が得られる。N党浜田議員に「レジ袋規制」に関する質問主意書作成を依頼し、提出された。

令和3年1月28日 204回国会 参議院請願 質問10号 質問と答弁 全文

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/204/meisai/m204010.htm>

令和3年1月28日 204回国会 参議院請願 質問10号 質問と答弁（抜粋）

質問主意書

質問第一〇号

プラスチック製買物袋有料化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年一月二十八日

浜田 聡

参議院議長 山東 昭子 殿

プラスチック製買物袋有料化に関する質問主意書

経済産業省及び環境省において、プラスチック製買物袋の過剰な使用を抑制することを目的として、制度の円滑な実施に向けて公表された「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」について、以下質問する。

- 一 「資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化といった、生活環境や国民経済を脅かす地球規模の課題が一層深刻さを増しており、これらに対応しながらプラスチック資源をより有効に活用する必要がある」との記載があるが、「プラスチック資源」を主立って取り上げた根拠は何か。またプラスチック資源以外に問題と考えている資源について政府の見解を問う。
- 二 前記一に関して、「生活環境や国民経済を脅かす」とした根拠について政府の見解を問う。
- 三 日本のプラスチックの生産量、プラスチックごみの廃棄量は地球全体の何%と承知しているか、政府の見解を問う。
- 四 海洋プラスチックごみのうち、最も割合が高いごみは何か。また、レジ袋は海洋プラスチックごみ全体の何%と承知しているか、政府の見解を問う。

質問主意書

第204回国会（常会）

答弁書

内閣参質二〇四第一〇号
令和三年二月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出プラスチック製買物袋有料化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出プラスチック製買物袋有料化に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「「プラスチック資源」を主立って取り上げた根拠」については、「循環型社会形成推進基本計画」（平成三十年六月十九日閣議決定）において、プラスチックは、「資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応」して、施策を進めることが必要な素材とされているためである。

また、お尋ねの「プラスチック資源以外に問題と考えている資源」については、同計画では、「環境への負荷、廃棄物の発生量の観点から課題のある素材」として、バイオマス、金属及び土石・建設材料が挙げられている。

二について

お尋ねの「「生活環境や国民経済を脅かす」とした根拠」については、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」（令和元年五月三十一日海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議決定）において「海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染による生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念され」とされていること、「地球温暖化対策計画」（平成二十八年五月十三日閣議決定）において地球温暖化により「世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されている」とされていること等を踏まえたものである。

初めて政府答弁を読み、期待した答えになっていない答弁に愕然とした。

例えば質問一について

質問「「プラスチック資源」を主立って取り上げた根拠は何か。」

答弁「「循環型社会形成推進基本計画」（平成三十年六月十九日閣議決定）において、プラスチック

は、「資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応」して、施策を

進めることが必要な素材とされているためである。」

質問の主旨は、他の素材もあるのになぜプラスチックだけを取り上げるのか、その理由を問うたはずだった。しかし、私の国語力では、プラスチックが必要だから必要、としか解釈できない。他に答弁から明らかになったことは、海洋ゴミ中のレジ袋が占める割合のデータが無いこと、なぜレジ袋をターゲットにするのかの理由が明確でないことなど、謎が深まるばかりの答弁だった。※12

「レジ袋規制」に関して国民へ納得できる説明ができないのであれば、有料化されることへの疑問はますます大きくなるばかりだ。と同時に、国会議員は誰一人として国会においてこの省令が施行されるまでに、このような質問をしなかったのか、という疑問が湧き上がってきた。

すでに省令の施行後ではあったが、この質問主意書を通じて「レジ袋規制」の根拠、規制の数値による評価の進捗を確認する意欲へと繋がった。

②官僚、議員、有権者の電話、メール、レクによる問答の公文書化

質問主意書10号答弁への再質問をお願いしたところ、ZOOMによるレクが経産省より提案された。この後も、電話、メールでの質問が許可され、数回にわたり経産省担当者と質疑応答を重ねた。当時はこれが公文書になるのか漠然としていたが、基本文献

第三章「政府職員のメールを破棄してよいか」から、これも公文書になりうることを確認できた。電話の文字起こし文書とメールは大切に保存するべきであり、これら私文書も、ひとつの政府見解としてとらえてよいのだ、という意識を持った。

③質問主意書の意義と発展

その後も同議員の政策秘書、末永友香梨氏の協力を得、質問主意書で政府に問い続けた。

ここで質問主意書について、N党浜田議員、および救国シンクタンク理事である、江崎道朗研究員のアドバイスから得たことに触れておく。

浜田議員からご意見を頂戴した。私のさらなる質問主意書の依頼に対し、「質問主意書は出せばよいというものではなく、何のために出すのかをご自身で納得されてからでも遅くはないと思います」とのご意見だった。私はあらためて自分の意志を振り返り、①で述べた私見を浜田議員にお伝えした。また、江崎研究員からは、質問の焦点を絞り、粘り強く事に当たると良いのでは、とご助言を頂いた。お二人には心から感謝を申し上げたい。

その後、質問主意書および文書化した官僚レクは、令和3年7月28日救国シンクタンクから発表された委託研究「アクティビスト調査手法モデル化事業」の研究資料データベースの一部になった。※13
同事業の研究者である内藤陽介氏には、令和3年11月環境省担当者との対面レクにご参加いただいた。

一年にわたる経産省、環境省との質問主意書及びレクから得られた回答から知り得たことは、主に以下の通りである。

- ・バイオマス25%以上含有レジ袋の無料配布を認めているため憲法違反には当たらない、というのが政府の認識であること。
- ・省令はそもそも評価対象から法律で免れていること。
- ・「レジ袋規制」の根拠となる環境省が掲げる目標 “プラスチック排出量削減のマイルストーン2030年までに25%削減目標”が、基準年（削減を開始した年）が明確でない。また、実は国全体としての目標ではなく、業者にその基準年の設定と目標の達成を任せていること。
- ・環境省はレジ袋有料化後、消費者にレジ袋使用状況に関するアンケートをとったが、消費者への啓発効果についてはその検証が十分にされたとは思えないこと。
- ・環境省は啓発効果については当該アンケート以外、これ以上評価する予定が無いこと。

などが明確になった。※14

これ以上の質問は国会において国会議員の国会での質疑に委ねる段階になったのではないかと判断した。今後の「レジ袋規制」の探求は、救国シンクタンクでの事業に活かされていくことを期待している。

実例 3 : 「ジャンケン理論」による「民意の爪痕」

「減税活動」を通じて、税金の使途への興味が深まっていった。すると、それまでの何気ない日常の風景が違って見える現象が度々起きるようになった。中でも、通勤電車内で目にする「納税納期を告知するポスター」（正式名称は財務広報ポスター）は私の中で様々な疑問を呼び起こした。市の広報なので、これは市税で賄われているはずである。税金を使って納税の納期を告知する事業の是非は、この事業にかかる歳出と、告知により増えた税収幅からの効果測定の前後比較で判断されるべきだ、と考えた。

この件について川崎市議会重富たつや議員とSNSで繋がり、質問を投げかけた。重富議員も、この件は取り上げるべき内容との判断であった。そして、私の疑問が議会での質疑になった。その結果、それが議事録となった。有権者が議員を通して議事録に意見を残したことを「ジャンケン理論」による「民意の爪痕」と称する。

ここでいう「ジャンケン理論」とは政官民の力関係であり、救国シンクタンク渡瀬研究員が用いていた比喻表現である。グーが国民、政治家がチョキ、官僚がパーである。

先の例でこの関係性を説明する。

私（グー）が重富議員（チョキ）に対しポスターについて質問した

（グーがチョキに対し力行使した）。

重富議員（チョキ）が議会で市行政（パー）に対しポスターについて質問した

（チョキがパーに対し力行使した）。

市行政（パー）がポスターで告知した納期を私（グー）が守った

（パーの力にグーが従った）。

以上が「ジャンケン理論」で表す政官民の力関係である。

以下の議事録は「ジャンケン理論」に則り「民意の爪痕」を残した事例である。

川崎市議会 令和3年 予算特別委員会 3月9日 質疑の一部

令和 3年 予算審査特別委員会-03月09日-02号

文字の大きさ: [標準](#) [大きく](#) [小さく](#) [2画面表示へ](#) [1発言表示へ](#)
[前日程](#) [次日程](#) [次ヒット](#) [前ヒット](#)

◆重富達也 委員 一問一答にて、JR南武線でのポスター掲示について、社会的処方とソーシャルデザインセンターについて、中原区のソーシャルデザインセンターについて順次伺ってまいります。

初めに、JR南武線でのポスター掲示による**税務広報**事業について財政局長にお伺いをします。初めに、このポスター掲示の取組の目的と概要を財政局長にお伺いしたいと思います。

◎三富吉浩 財政局長 JR南武線でのポスター掲示についての御質問でございますが、**税務広報**ポスターは、市税の納期を市民の皆様に向けて広く周知するとともに、口座振替納付の勧奨を行うことにより納期内納付率の向上を図ることを主な目的として作成しております。また、最近は、ふるさと納税による本市への影響や、コロナ禍への対応関連として、非接触型のスマートフォン決済の新たな導入や、市税の猶予制度の案内など、納期の周知以外につきましても適宜掲示し、市税に関する情報を幅広く発信しているものでございます。JR南武線は多くの市民が利用していることから、広報媒体として有効であると考えておりまして、車内の掲示場所につきましては、多くの方に御覧いただけるよう、毎月、全ての車両の中央ドア付近の窓上に掲示しているところでございます。以上でございます。

◆重富達也 委員 ディスプレーをお願いします。南武線を利用される方は見たことがある方も多かかなと思いますけれども、今回の事業を調べてみて単純に思いましたのは、毎月、常にとという状態で南武線の中にあるのですが、その割には日常的に目にするなという印象が個人的にはないということです。この点も含めて以下2点、改善をしていただきたいことをお伝えしていきたいと思っております。まず、現在の仕様書では、12か月のうち9か月は各種市税の納期を周知することとなっておりますが、そもそもこのポスターによる収入率への影響については確かな根拠がありません。この事業は、昭和56年に開始したときに十分な効果検証が行われていないため、効果が不透明なまま現在まで継続をされています。さらに、納期をすっかり忘れてしまう、過ぎてしまう、もしくは過ぎてしまった方への働きかけについては、平成24年からお知らせセンターによる直接の電話連絡が始まっています。そこで、今後はポスター掲示の効果検証の意味も含めて、納期周知をメインとする回数を減らして、例えば、この予算審査特別委員会でもいろいろ議論がありましたけれども、他の税財政に関わる広報を充実させるのもよいのかなと思っております。

2点目は掲示場所についてです。先ほど来、1車両1枚必ずついているというお話をいただいておりますけれども、電車を利用する方の中には、それぞれの利用駅のホーム階段の位置などを考慮して、車両の同じドアを頻繁に利用される方も多いいのではないかと思います。そう考えると、年間を通じて車両の同じ場所に掲示をする仕様が、冒頭申し上げました日常にはさほど目にしないという現状にも影響しているのではないかと思います。以上、2点について財政局長の見解を伺います。

◎三富吉浩 財政局長 広報活動についての御質問でございますが、**税務広報**ポスターは、多くの市民の皆様にも市税に関する情報を知っていただくための重要な手段の一つであると考えております。従来は納期周知の機会が限られていたことから、ポスターによる広報を中心に行っておりました

行政が税金を使って行う事業の中でも、特に住民へのサービスのことを事務事業という。また、事務事業の自己評価を示した一覧表のことを事務事業評価シート、という。税金の使途についてのアーカイブである。

川崎市 事務事業評価シートの一例（部分）

令和2年度 事務事業評価シート

| 事業の概要 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-----------------------|-------------|--------|--------|--------------|--------|--------|-----------|---------|--------|
| 事務事業 | 事務事業コード | 事務事業名 | | | | | | | | 政策体系別計画 | |
| | 40202040 | 環境調和型まちづくり(エコタウン)推進事業 | | | | | | | | 有 | |
| 担当 | 組織コード | 所属名 | | | | | | | | | |
| | 282300 | 経済労働局国際経済推進室 | | | | | | | | | |
| 実施期間 | 事業開始年度 | 事業終了年度 | 事務・サービス等の分類 | | | 分類1(市民サービス等) | | | 分類2(内部事務) | | |
| | — | — | の分類 | | | 参加・協働の場 | | | — | | |
| 実施形態 | <input type="checkbox"/> 市が直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託・指定管理 <input type="checkbox"/> ボランティア等との協働 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | | | | | | |
| 実施根拠 | <input type="checkbox"/> 国・県の制度 <input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度+市独自の制度 <input type="checkbox"/> 市独自の制度 | | | | | | | | | | |
| | (法令・要綱等) | 川崎市環境調和型まちづくり基本構想 | | | | | | | | | |
| 総合計画と連携する計画等 | 国際施策推進プラン,都市計画マスタープラン,環境基本計画,産業振興プラン | | | | | | | | | | |
| 行財政改革第2期プログラムに関連する課題名 | 改革項目 | | | | | | 課題名 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 予決算 (単位) | 年度 | H30年度 | | R1年度 | | | R2年度 | | | R3年度 | |
| | | 予算額 | 決算額 | 計画事業費 | 予算額 | 決算額 | 計画事業費 | 予算額 | 決算額(見込) | 計画事業費 | 予算額 |
| | 事業費 A | 28,909 | 32,245 | 28,909 | 33,739 | 23,269 | 28,909 | 23,541 | 32,437 | 28,909 | 34,156 |
| | 国庫支出金 | 15,000 | — | 15,000 | 20,000 | — | 15,000 | 10,000 | — | 15,000 | 20,000 |
| 財源 | 市債 | 0 | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 | — | 0 | 0 |

実例3は実際に掲示されていたポスターから事業に気づいた例であるが、事務事業評価シートを参照することにより様々な事業があることが住民にも分かる。

税金がどのように使われているかについて住民自身が意識をもつ。日々の事象や事務事業評価シートから地域行政の改善点に気づき、住民の意見を地元の議員に伝える。それが議会において行政に届く。行政が事業を改善し、住民がそのサービスを受け取る。「ジャンケン理論」による政官民の望ましい状態である。

しかし、この事務事業評価シートが存在しない自治体がある。この評価シートが存在しない自治体は、税金の使途がチェックしにくい状況であることは間違いない。いまだにこの評価シートが存在しない自治体には、適切な事業運営のために作成することを望む。そして、全国自治体行政の事業がより適切な予算と内容に進化し、住民の生活向上に寄与するサービスになっていくことを願う。

実例4：地方議会における議会運営

令和3年9月に川崎市議会へ、行政評価を自治体に求める内容の請願26号を提出した。※15
この請願が審議される議会運営について疑問をもった。また、そのことをきっかけとして、議会運営について、ローカルルールを発見した。この2点についてアーカイブと民主主義の関係について問題提起する。

請願26号は、無所属重富たつや議員一名が紹介議員となり成立した。川崎市議会では無所属は会派構成員5人以上で一会派として扱われるルールになっている。現在は5名未満のため、無所属議員は議会運営上様々な制約がある。その制約により、同請願は付託された総務委員会及び、本会議場において一度も賛成の意見が聞かれることなく不採択で結審した。請願が成立しているにも関わらず、一度も賛成の意見が議事録に残らないことについて、議会制民主主義として不備があるのではないかと、民意の黙殺になるのではないかと思った。

この件について同市議会局担当者と話す中で、次のようなルールがあることを知った。要約すると「請願の付託委員会と紹介議員の所属委員会が一致するときは請願できない」ルール（以下「請願不可ルール」と呼ぶ）である。※16

他の自治体にも存在するのか調査したところ、大阪府富田林市議会に同様のルールが存在した。同市議会では、市議15人のうち9人が同じ委員会に所属している。その委員会が、請願の付託委員会になる場合は、付託委員会に所属しない残り6名から紹介議員を探さなければならない。これは、国民の請願権が半分失われている状態に等しいのではないかと。

「請願不可ルール」自体が民主主義の問題を含んではいるが、ここではアーカイブの観点から、このような議会運営ルールが存在する現状について問題提起する。

まず、川崎市議会における議会運営ルールの歴史について同市議会局議事課担当者からの説明を根拠に経緯を説明する。

川崎市議会によると、それまで議会は暗黙の了解や慣習で運営されていたが、昭和58年に議会運営ル

ールとして明文化し冊子化することになった。この時点ですでに「請願不可ルール」は存在しており、そのまま掲載された。掲載する際にも、そのルールができた理由は特に確認されることもなく、いまだに不明であるとの説明であった。基本文献 第1章「日本の公文書管理の致命的な問題点」“日本のアーカイブでは、最後の結論さえ残せばよいという考え方が支配的です。”とある。なぜそのような結論に至ったのか、存在理由が分からないルールが永年顧みられることもなく継続している、典型的な事例である。

この議会運営ルールは4年に一度見直され、冊子が新調される。ルールの見直しは、議会運営委員会の前段階として、団長会議で話し合われる。団長会議は、各会派の長が集まる会議であり、会派に属さない無所属議員は傍聴も認められない。団長会議の開催は議事録で確認できるが、団長会議の議事録は作成されていない。

議会運営委員会での決定事項は、その結論だけでなく、なぜその結論に至ったのか団長会議での議事内容も含めてアーカイブとして住民に公開するべきではないか。身近な政治は地方議会で行われている。であればこそ、地方議会において国際標準のアーカイブの考え方が取り入れられ、より民主的な議会運営へと進化していくことを望みたい。

終章 日本への提言

提言：「納税者よ、権利とアーカイブを意識せよ！」

「減税活動」を始める以前は、私自身アーカイブを意識することはほとんど無かったといつてよい。振り返ってみれば、森友事件で公文書の書き換えが国会で問題になったときも、正直に言って、その重大さをそこまで理解してはいなかった。

突然始まった「減税活動」は、常にアーカイブを必要とし、アーカイブの現状にぶち当たった。「減税活動」を通して公文書の存在、アーカイブの現状、大切さの理解が深まったことは実例とともに本論で述べたところである。

裏を返せば、今まで全くアーカイブを意識せずにここまで来たのは、減税について考えたことが無かったからだ、とも言えるかもしれない。

ではなぜ減税について考えたことが無かったのだろうか。戦後、教育として納税の義務ばかりが強調され、権利についての教育を受けたことが無いからかもしれない。年貢をお上に上納する、という江戸時代から刷り込まれてきた意識も一因かもしれない。サラリーマン家庭であれば、天引きされるのが当たり前だからかもしれない。社会保障のためだから、という公共の尊い精神からかもしれない。そして、世界に比べれば、日本はそれでも豊かな国であり、衣食住に困らず、自由で平和な国だからかもしれない。

しかし、デフレが30年続き、日本のGDPは下がり続け、国民負担率は50%に迫ろうとしている。そしてこのコロナ禍をきっかけとして初めて消費税減税について真剣に考え、行動する機会を得たことは、私の納税者の権利意識を覚醒させる大きな転機となった。

「民意の爪痕」を残す「減税活動」を通じ、日本ではアーカイブの常識が国際標準に及んでいない状

況を目の当たりにした。アーカイブの認識を改めて問いたくなるような国会、地方議会の非民主的、慣習的な運営、官僚が作る規制の空虚さには驚きの連続であった。日本の民主主義の現状は実は未熟なのではないか、と考えるに至った。

なぜこのような状態が今日まで常態化しているのか。それは民意を政治的にどのように伝えればよいのか、その具体的な方法が分からなかったからではないだろうか。ここでいう民意は、とりもなおさず納税者の意見を指す。納税者とは国の主権者である。国（政府）の事業は税金がなければ何ひとつ果たし得ない。納税者はまさに政府のスポンサーとして意見を言う権利がある。本論文で示した「民意の爪痕」が、納税者としての意見を政治的に伝える具体的な行動のひとつとして認知されることを願う。

今こそ日本にアーカイブへの理解が広がり、発展する出発点なのだと言いたい。そのことは同時に納税者とその権利に目覚め、行動することを伴う。必要があれば「民意の爪痕」を行使し、地方議会に、国政に、その意見を反映させてゆく。税金の使われ方をチェックし、意を共にする議員と連携して行政に問い、血税が有益に使われるよう知恵を出していく。その行動は、たとえこの先まだ少し時間を要するとしても、必ず日本の民主主義の成熟に繋がると信じる。

「納税者よ、権利とアーカイブを意識せよ！」

今始まったばかりの「民意の爪痕」を残す「減税活動」は、日本が文明国家として生き残る分岐点である。この論文が、納税者としての権利意識を奮起させ、彼らの行動とともにアーカイブへの理解が広がり、日本の民主主義の成熟と発展に微力ながら寄与することを願う。（おわり）

【基本文献】

倉山満『救国のアーカイブ』ワニブックス 2021.6

【参考文献】

参考文献1：岩上二郎『公文書館への道』共同編集室 1988

参考文献2：小川千代子 小出いずみ編『日米アーカイブセミナー2007の記録 アーカイブへのアクセス』
日外選書 2008.9

参考文献3：松岡資明『アーカイブズが社会を変える 公文書管理法と情報革命』平凡社 2011.4

参考文献4：志賀櫻著『タックス・イーター 消えていく税金』岩波新書 2014.12

参考文献5：森本祥子 研究論文 公文書管理法制度下における文書分類の課題：
新たな体系化についての試案 2019.3

参考文献6：高橋明男 菅真城『アーカイブズとアーキビスト』大阪大学アーカイブズ 2021.3.31

【注釈一覧】

※1 積極的に情報をチェックしたいアカウントをマークすることをフォローする、というSNSで使われる用語。

※2 一般社団法人「救国シンクタンク」は2020年に設立。民間からの寄付だけで運営される政策提言を行うシンクタンク。詳細はホームページ参照 <https://kyuukoku.com/>

※3 減税あやさんnote 「ワタセウヤにブロックアカ様のための「R2.4.29草の根民主主義について」ツイート
コピペ」 https://note.com/aya7045/n/n608e8e2c4652?magazine_key=med7f52fbffc1

※4 月に1度のペースで開催される会員限定のライブ配信。令和3年3月2日のライブ配信での発言。

※5 正式名称：小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制
の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 <https://elaws.e-gov.go.jp/documentlawid=418M60000740001>

※6 第203回国会 参議院 経済産業委員会 会議録第3号 令和2年12月4日
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120314080X00320201204¤t=1>

※7 「レジ袋有料化はグリーンウォッシュ」 <https://ieei.or.jp/2021/06/expl210629/>

※8 青山繁晴氏ブログ記事（2021年2月5日付） <https://shiaoyama.com/essay/detail.php?id=2537>

※9 青山繁晴氏YouTube【ぼくらの国会・第107回】ニュースの尻尾 中国韓国のプラスチックゴミ海洋投棄問題
<https://youtu.be/-KnXVUdfwXU>

※10 救国シンクタンク 規制評価についての動画

規制改革にグリーンブックの導入を！ 渡瀬裕哉 江崎道朗 倉山満【救国シンクタンク】

<https://youtu.be/jznWuAgbNno>

- ※11 総務省HP 行政評価＞許認可などの統一的把握結果 H30年

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/kyoninka.html

- ※12 参考資料 減税あやさんnote「私だってダメ出ししちゃうんだからもう～！笑

204回参議院質問第10号 答弁書を読みました！笑笑」

https://note.com/aya7045/n/nf020f2961e4f?magazine_key=mc16a893a64dc

- ※13 チャンネルくらら2021.7.28回「救国シンクタンクの新事業を発表～アクティビスト調査手法モデル化」

https://youtu.be/fJNBXaX_tjw

- ※14 参考資料 減税あやさんnoteマガジン「質問主意書を出しまくる！笑～レジ袋有料化義務化と規制評価～」

<http://note.com/aya7045/m/mc16a893a64dc>

- ※15 請願26号「川崎市の行政評価にアウトカムの指標を設け、市民により分かり易く開かれた行政評価に

より市民生活の利便性を高めることに関する請願」

<https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000126/126523/seigan026.pdf>

- ※16 川崎市議会 議会運営ルール 令和元年 2019 川崎市議会議会局刊 より

205

議員は、自己が所属する委員会に付託が予定される請願の紹介はしない。ただし、請願の内容が、2以上の委員会にわたるときは、自己の属する委員会以外の内容について、紹介することができる。

206

常任委員会の所属の変更により、自己の紹介した請願が付託されている委員会の委員になったときは、その所属機関のみ、紹介は取り消したこととみなす。

以上二つのルールに合致した場合、請願を出すことが不可になる。